

第3回磐田市子ども・子育て会議 会議録

開催日時 : 平成26年3月25日(火) 13:30~14:30
出席者 : 委員11名
事務局 : 10名

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

(1) 磐田市子育てに関するアンケート調査結果によるニーズ量について

磐田市子育てに関するアンケート調査結果によるニーズ量について事務局より説明

<質疑応答>

委員: ニーズ量を出すにあたり、利用意向率とニーズ量の関係がよくわからない。

事務局: ニーズ量を計算するにあたっての手順だが、家庭類型別の割合をアンケート結果から出している。「潜在」の割合というのが載っていて、「アンケートで答えてくださった人のうち全体の5.3%がひとり親、全体の28.7%がフルタイム×フルタイム」という形で出している。この割合を将来推計の人口にかけることによって、家庭類型ごとの子どもの数を出している。年齢別の家庭類型ごとに認可保育所を使いたい人の割合が計算されるので、その割合を将来推計の家庭類型の人数にかけることによって、ニーズ量の人数を出している。

委員: 国の子育て応援団の中で、3号認定の人が多ときく。個人的に思っているのは、結局足りないところはサポートしていかなければならないのだから、あまりその計算結果が合っているかどうかを追求しても仕方がなく、平成27年度の施策を決めてやってみたらどうだったかというのが、29年度にきちんと是正されていけばよいと思っている。

委員: 公立幼稚園が延長保育を始めることについて、保育園の待機児童、保育園を希望している人の年齢別の数字を出しているが、わざわざ保育園に入れなくても幼稚園の延長保育でもまかなう事ができるのではないかと思う。0・1・2歳は幼稚園が受け入れてくれないので保育園に行くが、3歳からは幼稚園に行って延長保育をやらしてもらえば可能ではないのか。保育園の待機児童が約300人いるから300人以上の保育園を作らなければならない、という結論には至らないのでは。

自分は私立幼稚園の立場なので、公立幼稚園が延長保育をやるという事に対して、私立幼稚園の代表としては非常に辛い立場にある。市が27年度から実施する予定であることを私立幼稚園に説明していただきたいと思うが、一市民して考えると、これはやるべき事であると思う。保育園を新たに作るよりも幼稚園の中で延長保育をやれば、子どもを幼稚園に入園させたお母さんが仕事を始めたから保育園に転園する必要もなくなるし、0・1・

2歳で保育園に行っていた人達が、3歳からは幼稚園に入れることができる。年齢別の数字を出してほしい。総合で何名というよりも具体的なものが見えてくると思う。

保育園申込みができる親の就労時間の下限は、一番少ないのが伊東市・静岡市60時間、磐田市は平均的で120時間、多いところでは伊豆の国市130時間、焼津市160時間。160時間という、8時間フルの人以外は保育園に入園できないので、それはそれで厳しい条件だと思うが、国が示している48時間だと、1日2.5時間のパートに出れば8時間保育園に預けることができるので、2.5時間働いた残りの5.5時間は通勤時間や買い物の時間と考えてもそんなに時間は必要ないのではと思う。64時間でも少し少なすぎるような気がするので、磐田市が当面120時間を下限時間に設定するというのは結構堅実な数字なのでは。

0～6歳の親にアンケートをしていて、現在、保育園や幼稚園に預けている人もいるが全く預けていない人もいて、保育園と幼稚園の違いを分からずに答えている人もいると思う。

「公立幼稚園が延長保育を考えているとします。そしたらどうしますか?」という聞き方にすれば回答は違って来たかもしれない。保育園をどんどんつくるというよりも、幼稚園を上手く使えばニーズ調査の結果は変わってくると思う。

委員：自分の一番上の子どもが幼稚園に入る年に磐田市に引っ越してきた。やはり市役所で保育園に入れるかどうかを聞いた。そしたら120人待ちだと言われた。それまでは2人の子どもを抱えてフルタイムで働いていて、仕事を辞めるというのがすごく怖かったので保育園に入れて働きたかった。来年度から通わせている幼稚園で延長保育が始まると聞いて、もう少し早く始まっていればと思う。

会長：ニーズ量調査を行う時点では、計画が決まっているような、決まっていないような状況で、今後また新たな計画が出るなど、その都度色々な要素によって変わってくると思うので、修正を何度もかけていく事が一番重要なのではと思う。

ニーズ量の調査としては、各年齢の数字があればよいと思う。アンケートに答えた人も考えが揺れ動く。修正をかけていくようにしたい。

委員：就労時間の下限の話、例えば「3時間預けて往復2時間かかったとして」というのがとてもわかりやすかったので、どれだけ働くということを基準に、働けるという所をベースに下限設定すればいいのかというと、やはり64時間ではなく120時間が現実的な数字なのではと思う。

委員：現在は120時間の勤務時間で保育園に入園できるというように設定されているが、もう少し短くてもいいのではないかと、という意見も出ている。120時間の半分くらいの時間にした場合に、何を認める為の下限なのかわからない。

事務局：この時間以上働けば保育認定を受けられて、保育園への入園申込みができるのが下限の時間。120時間でいくのか、48～64時間の間で設定していくのか、低ければ低いほどニーズ量は上がっていく。120時間に満たない人は保育園ではなく幼稚園や認定こども園の幼稚園を利用してもらうという線引きのための下限時間である。

委員：それは8時間保育を提供することか。

事務局：新法の元々のコンセプトが、統一した幼児教育、保育に欠ける子どもを保育するのではな

くて、子どもに幼児教育を提供しようというコンセプトからなっている。磐田市を例とすると、待機児童が120人でも申込みが300人を超えている。市民の希望をかなえるために限度の時間を設定する意味で、48～64時間の間で設定したらどうかということ。先ほど磐田市は120時間以上を下限に設定しているというのは、120時間未満では保育に欠ける認定にならないから保育園に入れないということ。磐田市としては、保育に欠ける子どもは、どんどん引き受けなければいけない。

今回、64時間でいくか48時間か120時間にするか、という議論を皆様に積極的にしていただきたいのは、その下限時間によっては、どれくらいの規模の施設を設けなければならないのかという所の議論になるからである。当然120時間にすれば少ない人数になる、48時間にすれば非常に多い人数になってしまう。したがって、真にどれだけ必要かというのを皆様に議論していただきたい。

委員：300人というのは。

事務局：300人というのは、申込書を預かっている件数。例えば、「現在保育に欠けていて共働きで保育園に預けたい」という人もいるが、「保育園に預ける事が可能であれば私は働きたい」という人もいる。そうすると、現状では保育に欠けていて緊急的に入所させなければならぬ状況ではないので、申込書を預かっている数と表現した。

委員：申込書を預かっている数＝保育に欠けていない人なのか。

事務局：児童福祉法第24条では、保育に欠けている子どもについては保育をしなければならないという規定があり、そういう位置づけからすると、申込書を預かっている方々については将来的に保育を必要とされる方も含まれるため、現時点において申請者すべての方を「保育しなければならない」ということにはならないと認識している。

委員：その300人は、今保育園には預けられていなくて、申請をした人なのか。

事務局：保育に欠ける基準、保育をしなければならない規準というのは、先ほど委員の話にもあったように120時間にしている所も60時間にしている所もある。ということは、各市町に委ねられているということ。下限時間を長い時間で設定している所は、保育に欠ける判断が違うので、待機児童という定義についても各市町によって違う。磐田市としては、申込書を出している方は保育園に入りたいという希望があるということなので、全員入れてあげたいという気持ちでいる。300人の申込書を預かっているので、400人という枠を何とか確保したいということで、平成27年4月に定員400人増ということを打ち出した。

県で取りまとめた待機児童数が5月に報告されるが、磐田市においては、浜松市・静岡市に次いで多くなっている。各市町の保育に欠ける基準を、県・国の基準に照らし合わせて人数を算出しているの、市町が独自に公表している数と異なる。

委員：申込数が300人で、平成27年度に400人の枠を設けようとしてということは、300人は基本的には保育園に入ることができるという認識でよいのか。

事務局：人数だけで考えれば、受け入れができる。しかし、住んでいる場所や保育サービス、希望する園であるとか、何歳児であるか、様々な要因があるので、我々の希望としては全て受け入れができるというように思っているが、毎年状況は変わっていくので約束はできない。

委員：今は300人に対しそれを上回る400人のキャパを用意しているが、もし120時間を下げる事によって申込みが増えていったときに、400人では足りないということになるのか。保育を希望している人全員に公平にサービスを受けてもらうところの線引きをどうするかということか。

事務局：その通りである。前回の会議で報告したが、今回のニーズの推計については平成25年10月まで出てきている土地利用の申請、今後建設が予定されている住宅やマンション分を盛り込んで最大数で人口の見込みを立てている。今回これを示した上で、下限をどうするのか、幼稚園のサービスを拡充して保育園の一部をカバーできないか、そういう議論を皆様にしていただいた上で設定していきたいと考えている。

事務局：先ほど「1日3～4時間しか働いていないのに子どもを丸一日預かるのか？」という話があった。保育認定にかかってくる所であるが、はっきり全部決まっていないのでなんとも言えないが、短時間保育という形で短い時間預かるようになるのか、それとも今まで通り下限の就労時間を越えていけば遅くまで預かるのか、今の出ている資料では読み取れないところがある。ただ、「短時間保育」という言葉が出ているのである程度区別されるのではと考える。

事務局：統一した幼児保育を提供するという視点に基づくと、教育課程やカリキュラムが組まれる。通常幼稚園は8時30分から14時までが教育時間。保育園であれ、幼稚園であれ、認定こども園であれ、通常の教育を提供しようというコンセプトが元の発端にあるとすれば、「短時間保育」については一定のラインが示されるのではないかと思う。

委員：子ども・子育て支援3法というのは、本音の部分言えば消費税を上げたいという絡みもあると思うが、例えば私立幼稚園で言わせてもらうと、私立幼稚園は、国からの補助金に県が補填して、県から私立幼稚園に渡している。したがって、市とは全く関係ない。では、なぜそのような制度だったかという、財政状況が市町村によって異なることで、教育格差があってはいけないとの考え方のもと、このような制度であったと思う。ところが、今度の子ども・子育て支援3法では、国から県ではなく、国から市に来て、市から各園にとという形になる。それは、地域によって様々な特性があつて、地域ニーズは県では掌握しきれないので市に任せる、そのかわり今までよりも手厚い補助金を出すということ。もっと言うと財政が厳しい所に対しては少し手当てをするというようなことになっていると思う。

この制度のもと、保育園から行こうが幼稚園から行こうが、長時間保育であろうが短時間保育であろうが、小学校1年生は同じスタートラインに立つ。その時に「あなたは短時間保育だったから」「あなたは保育園だったから」「あなたは幼稚園だったから」というのはない。だから、同じ小学校1年生のスタートラインに立てるためにはどうすればいいのかというのを、幼稚園・保育園・こども園含めて、きっちりしたことをやって子ども達にハンデがないにしようというのが本来の考えだと思う。その考え方に基づくと、あまり「保育園を手厚く」「長時間保育でいい」ということではなくて、働いているお母さんも専業主婦のお母さんも、子どもが同じように小学校のスタートラインに立てることが

目的というのを間違えないようにしないといけないと思う。

会 長：委員のおっしゃった、小学校1年生にあがる時ということ視野に入れながら、ということも下限設定の要素に入ると思う。今、磐田市としては120時間でしばらく行って、まずは待機児童を解消してから次の段階に進もう、それが64時間であるという話になっている。その64時間がいいのかどうかということも話し合いをしていただきたい。先ほど「120時間は現実的などころでは」という話もあったし、64時間はもしかしたら、国の下限のなかでも多いほうなのではないかという話も出ていたが。

委 員：考え方としては、先ほどの話で理解できたと思う。今の300人をまず解消しなければならないというのもわかる。1回待機児童を0人にしても、また新たな待機児童が出てくる。そこに対してまた考えていく。その頃には子どもの人数も変わっていたりすると思うし、データも変わってくると思う。

先ほどの週何時間という話で考えると、個人的には自分の子どもも幼稚園に通っていたが、9時～14時の5時間くらいなので、往復の通勤時間を考えると、4時間働いて通勤に往復1時間くらい。この時間が幼稚園か保育園かの切り替わりなのかなと思うと、当初は120時間でいいが、その次は80時間くらいで段階的に下げていくのがいいのではないかと。

委 員：私も半分くらい。80時間くらいがいいのではないかと。

委 員：段階的にやっていくのが一番いいと思う。その時にならないと状況がわからないので、いきなり64時間にするのはハードルが高いような気がする。

委 員：120時間でやって、待機児童が解消できるキャパを作り、公立幼稚園で延長保育を行うことでどうなるのかについて検討すべきだと思う。

事務局：段階を踏んでやっていく。状況が変わっていないのに120時間から80時間にすると、というようなことはない。待機児童が解消できるキャパを作り、公立幼稚園で延長保育を行ってさらにキャパが増えると思うので、それで上手くいってればそのままでもいいし、そこを下げることによって希望者が増えるだったらまたそこに対応していく。

委 員：同じ120時間でも、今後はちょっと意味が違ってくるのでは。今までは120時間働いていないとダメだったが、「働きたい」という意向も含めるという話だったと思うが。

事務局：基本的には「今は働いていないが、これから働きたい」という人も預ける事ができるようになる。

会 長：磐田市は、120時間は変わらなくても、今後働きたい人への対応は変わるのか。

事務局：先ほどの説明で、「これから働きたい人は保育に欠けていないので入れない」という意味に誤解させてしまった。今後保育に欠ける要素がある人も入る事ができる。しかし、待機児童がたくさんいるので、今後働きたい人の優先順位が下がって入ることができないのが現状である。そういった意味では、現行制度も新法もこれから保育に欠けるであろう人は保育園に入る事ができる。

委 員：現状だけ言うが、菊川市64時間、掛川市120時間、袋井市80時間、磐田市120時間、浜松市100時間、湖西市100時間。

本当に考えなくてはならないのは、例えば他の市の保育園の先生達に話を聞くと、「『定

員の120%は必ず取ってください』と市から言われている。」とのことだった。保育園が120%取れということは、その施設に比べて厳しい状況になっていることになっている。今は事故が起こっていないからいいが、事故が起こった時にはどうするのかとってしまう。事故が起こってからでは遅い。

会 長：まずは120時間で行くという意見で一致したということによいか。まずは現在の待機児童を0人にする。いきなり下限時間を64時間にして、今待機している人が抽選でもれてしまうというのでは元も子もない。

いろいろたくさんの意見を出していただいた。まずは現状の120時間で行き、待機児童を解消してからということで意見の一致が見られたのではないかと思う。

4. 事務連絡

次回会議の開催は5月12日を予定。平成27年から5年のニーズ、確保の方策、基本理念、計画の構成を協議していただきたい。

5. 閉会